# 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

### (農林水産省3-⑥)

政策分野名 【施策名】	担い手の育成・確保等と農業経営の安定化		経営局(大臣官房) 【大臣官房政策課、経営局経営政策課/就農·女性課/保険課】
政策の概要 【施策の概要】	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し、経営継承や新規就農、人材の育成・確保等、次世代型の農業支援サービスの定着、多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進、収入保険制度の着実な推進等	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する 内閣の重要政策	<ul> <li>・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(1)(2)(4)</li> <li>・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第1 5 (1) ⑤</li> <li>・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定)</li> <li>Ⅲ 政策の展開方向3</li> <li>・第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)</li> </ul>	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	認定農業	者制度や済	去人化等を	・通じた経営	営発展の後	押し					
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手(注	主)の経営教	発展を後押	しするため	、担い手〜	への重点的	な支援の乳	<b>実施、農業</b>	経営の法人	、化の加速化。	と経営基盤の強化、青色申告を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	担い手へ	の重点的な	な支援の実	施							
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
MIL III III	金十屆	基準 年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	20.1	一左床	24.0	7年度	21.1	21.7	22.3 %	22.9 %	23.5 %		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のアの「認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫 を発揮した経営を展開」に該当するアウトカム指標として設定。
ア 農業経営体のうち認 定農業者の割合	20.1	元年度	%	7年度	21.7	令和4年 10月把握 予定				· S↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農業経営体に占める認定農業者の割合については、平成28年度から令和元 年度まで毎年0.5%の伸び率であることから、この伸び率以上に増加させること を目標として、令和7年度の目標値を24%に設定。
	出典: 「農林業センサス」 (農林水産省統計部) ・「認定農業者の認定状況」 (農林水産省経営局) 作成時期: 各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法: 「農業経営体数」のうち、「認定農業者数」が占める割合									(農林水産省経営局)	
	達成度合いの 判定方法									・ ・ ・満、 C ランク:50%未満	

目標② 【達成すべき目標】	農業経営	の法人化の	の加速化と	経営基盤0	)強化						
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	14,600	25年度	50,000	e ter tito	39,380 法人	42,920 法人	46,460 法人	50,000 法人	_		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のイの「農業経営の法人化を加速化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
ア 農業法人経営体数	法人	25年度	<b>法</b> 人	5年度	30,700 法人	31,600 法人				· S↑-直	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを成果目標(KPI)としている。 このため、平成25年度の14,600法人について、令和5年度までに毎年約3,500法人/年増加させることとして目標を設定。
	把握여	出典:「農林業センサス」・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部) 作成時期:各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 注:令和2年度の実績値は、一戸一法人等を含む。 算出方法:「農林業センサス」の「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」(※) ※平成25年度は、「農業構造動態調査」の「組織経営体数」のうち、「農産物の生産を行う経営体数」の「法人経営体数」。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。									
	達成度 判定	合いの 方法	, ,	. , . ,	(当該年度 、Aラン <i>)</i>				,	%以上90%末	:満、Cランク:50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	青色申告	の推進										
						年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由	
,,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
	39.0	元年度	60.0	7年度	42.5 %	46.0 %	49.5 %	53.0 %	56.5 %		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のウ「農業者による青色申告を推進」に該当するアウト カム指標として設定。	
	%		%	7年度	44.0	46.3					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の実績値39%を基準値とし、平成26年度から令和元年度までの 年増加率(2%/年)について、増加率を倍近くに増加させることとして、令和7年 度の目標値を60%に設定。	
ア 農業経営体のうち青 色申告者の割合	把握(	出典:「国税庁事務年報(個人・農業所得用)」・「国税庁会社標本調査」(国税庁)、「農林業センサス」・「農業構造動態調査」 (農林水産省統計部) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計  第出方法:「農業経営体数」のうち、「農業所得者の青色申告者数」の占める割合 「農業所得者の青色申告者数」は、「国税庁事務年報」の「農業所得者」の「青色申告者数」の数値及び「農林業センサス」の「農業経営体数」の 「法人経営体数」(※)に「国税庁会社標本調査」の「青白区分」の資本金階級5億円以下の単体法人の青色申告の割合をかけた数値により推計  ※令和元年度は、「農業構造動態調査」の「組織経営体数」のうち、「農産物の生産を行う法人組織経営体数」。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。										
達成度合いの 判定方法 達成度合 (%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、B ランク:50%以上90%未満、C ランク:50%未満												

施策(2)	経営継承	や新規就	農、人材の	育成•確保	:等									
原策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	次世代の	担い手へ	の円滑な経	営継承、農	農業を支える	る人材の育	が成のための	の農業教育	の充実、青	青年層の新規!	就農と定着促進、女性が能力を発揮できる環境整備等を推進する。			
目標① 【達成すべき目標】	次世代の	担い手へ	の円滑な経	営継承										
							ミごとの目	1777.112		-				
測定指標	基準値		目標値			年度	ことの実	績値 □	ı	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)			
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	m <del>37</del> 77 XX				
経営継承に係る測 ア 定指標 (令和3年度に設定)	Р	P	Р	Р	P	Р	P	P	Р	Р	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のア「経営形態に応じた計画的かつきめ細やかな経営継承を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年12月15日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保するため、事業承継等に係る施策の在り方について検討する」こと等とされており、本測定指標については、当該検討の結果を踏まえ、設定(令和3年度中)。			
	把握여	の方法		出典:- 出典:- 作成時期:- 算出方法:-										
		合いの 方法	_											

目標② 【達成すべき目標】	農業を支	える人材の	う育成のたる	めの農業教	対育の充実						
測定指標	基準値	基準値					€ごとの目 €ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
MACIE IN	2712	基準 年度	」目標値	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	P	РР			Р	Р	Р	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のイの「将来的に農業を職業として選択する人材を育成」に該当するアウトカム指標として設定。
農業大学校等の就 ア 農率 (令和3年度に設定)			РР	P						Р	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年12月15日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」におて、「本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保するため、新規就農等に係る施策の在り方について検討する」こと等とされてもり、本測定指標については、当該検討の結果を踏まえ、設定(令和3年度中)。
	把握の方法	出典 作成 算出			I		l	l			
		合いの 方法	-								

目標③ 【達成すべき目標】	青年層の	新規就農と	七定着促進								
						年度	ぎごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	31.1 万人	05左床	40.0	r /r ···	37.3 万人	38.2 万人	39.1 万人	40.0 万人	-		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のウの「青年層の農業内外からの新規就農と定着促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「開せる 英茂 かけって カージャラ ア・バス かって かいまつ かいまつ かいまつ かいまつ かいまつ かいまつ かいまつ かいまつ
10小リエの曲米公		25年度	万人	5年度	22.7 万人	22.6 万人					「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」という目標を設定している。このため、令和5年度までに40代以下の農業従事者数を40万人に拡大することとし、8,900人/年増加することとして目標を設定。
7 40代以下の農業従 - 事者数	把握6	出典:「農林業センサス」(農林水産省統計部) 作成時期:各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農林業センサス」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値(※) ※平成25年度は、「2010年農林業センサス」の数値をベースに、機械的な方法((i)前年の49歳以下の農業従事者の数から、(ii)当年に50歳になるの数を差し引いた後、(iii)当年の49歳以下の新規就農者の数を加える(農業に従事しなくなった者の数は考慮していない))により計算した数値。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。									((i)前年の49歳以下の農業従事者の数から、(ii)当年に50歳になる者
		合いの 方法		(%) = ク:150%						50%以上90%	未満、C ランク: 50%未満

目標④ 【達成すべき目標】	女性が能	力を発揮で	できる環境	整備								
						年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
ア 認定農業者に占める 女性の割合	4.8	元年度	5.5 %									
	把握0	出典:「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営改善計画認定数」のうち、女性の単独申請数及び夫婦による共同申請数の割合									る共同申請数の割合	
	達成度合いの 判定方法								未満、Cランク:50%未満			

							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (水準・日標年度)の設定の担切)
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	司异刀短	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	イ 農業委員に占める女 代の割合	%	30年度	30.0	7年度	17.0 %	19.6	22.2 %	24.8	27.4 %		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農業委員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
			30 牛皮	%		12.3	12.4				υ, <u>μ</u>	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となっている「農業委員に占める女性の割合」(令和7年度までに30%)を測定指標として設定。このため、平成30年度の11.8%について、令和7年度までに毎年2.6%/年増加させることとして目標を設定。
		把握6	の方法	出典:「農業委員への女性の参画状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度10月1日時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:農業委員の人数のうち、女性の人数の割合								
			合いの 方法	達成度合 (%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

						年度	ぎごとの目	標値						
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値 		指標一	測定指標の選定理由			
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)			
	8.0			8年度	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農協役員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となって			
農業協同組合の役 ウ 員に占める女性の割 合		元年度	%	0十/文	8.4	9.0					いる「農業協同組合の役員に占める女性の割合」(令和7年度までに15%)を測定指標として設定。(注:政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として15%) このため、令和元年度の8%について、令和8年度までに毎年1%/年増加させることとして目標を設定。			
	把握여	の方法	作成時期	出典:「総合農協統計表」(農林水産省経営局) 作成時期:各農業協同組合の事業年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:農業協同組合の役員数のうち、女性の人数の割合										
		合いの 方法						F度目標値 以下、Bラ		%以上90%未	満、Cランク:50%未満			

施策(3)	次世代型	の農業支	援サービスの	の定着							
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者が	営農活動の	の外部委託	など様々な	は農業支援	サービスを	活用する	ことで経営の	の継続や郊	<b>か率化を図るこ</b>	とができるよう、次世代型の農業支援サービスの定着を促進する。
目標①【達成すべき目標】	次世代型	の農業支	援サービスの	の定着							
							ごとの目	127.12		11- 1 <del></del>	
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	積値 T	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	H1 51-73 /X	
2025年までに農業支 援サービスの利用を 希望する農業の担い ア 手のうち、実際に利 用している担い手の 割合 (令和4年度に設定)	Р	P	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の②の「次世代型の農業支援サービスの定着」において、生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品関連事業者と連携した収穫作業などの次世代型の農業支援サービスの定着を促進することとしている。このため、農業支援サービスを利用又は利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度に農業者等へのアンケートを実施し、実績を把握するため、令和4年度より目標値を記載する。
(77年4年及(2成年)	把握(	の方法	出典:- 作成時期:- 算出方法:-								
	達成度		_								

施策(4)	多様な人	材が活躍~	できる農業の	の「働き方は	改革」の推議	進					
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の現	場で必要な	な人材を確	保していく	ため、誰も	がやりがい	があり、働き	きやすい環	境づくりを:	惟進する。	
目標①【達成すべき目標】	誰もがやり	)がいがあ	り、働きやす	トい環境づ	くりの推進						
							ごとの目				
測定指標	基準値		目標値			年度ごとの実		績値 		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	ш <del>эт</del> /) X	
					Р	Р	Р	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の③の「誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの 推進」に該当するアウトカム指標として設定。
「働き方改革」に係る ア 測定指標 (令和3年度に設定)	Р	P	Р	Р						Р	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年12月15日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保するため、新規就農等に係る施策の在り方について検討する」こととされており、また、「これを支える仕組み等を整えるため、働き方改革等に係る施策の在り方について検討する」こと等とされており、本測定指標については、当該検討の結果を踏まえ、設定(令和3年度中)。
	把握6	の方法	出典:- 作成時期 算出方法								
	達成度	合いの 方法	_								

施策(5)	収入保険	制度等の差	<b>音実な推進</b>									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業経営	農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定を図るため、収入保険制度等を着実に推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	収入保険の普及促進・利用拡大											
						年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	日子刀規	(及び日保胆(小竿・日保牛皮)の設定の依拠)	
	2.3万 経営体		10万 経営体	4年度	5.5万 経営体	7.1万 経営体	10万 経営体	-	-	- F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)①のアの「収入保険の普及促進・利用拡大を図る」に該当するアウトカム指標として設定。	
					5.9万 経営体	7.7万 経営体					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 収入保険の実施主体が令和4年度を見据えた早期に達成すべき加入推進目標を10万経営体と設定しており、その目標が達成できるよう国は推進する立場であることから、令和5年1~12月に保険期間が始まる収入保険の加入経営体数を10万とする目標値を設定。	
ア収入保険の加入経営体数	出典:「収入保険データ集」(農林水産省経営局) 作成時期:各年の1月から12月までに保険期間が始まる収入保険の加入経営体数を前年度の実績として集計(※) ※令和3年度の実績値は、令和4年の1月から12月までに保険期間が始まる収入保険の加入経営体数を集計。7.7万経営体は 令和4年5月までに加入申込みのあった経営体数であり、これに6月以降の加入実績を加え、最終的に令和5年2月頃に確定 算出方法:一								が始まる収入保険の加入経営体数を集計。7.7万経営体は			
		合いの 方法						F度目標値 以下、Bラ		%以上90%未	-満、Cランク:50%未満	

	予算	額計(執行	<b>亍額</b> )	3年度	関連		令和3年度
政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	する指標	政策手段の概要等	行政事業 レビュー 事業番号
農業共済事業の実 施 (1) (昭和22年度) (主)	94,383 (84,870)		88,396 (81,882)	88,639	-	-	0099
被害農家営農資金 (2) 利子補給等補助金 (昭和28年度) (主)	5 (-)			4	-	-	0100
農林年金給付事業 (3) (昭和33年度) (主)	261 (261)	213 (206)	613 (613)	3	-	-	0101
農業近代化資金利 子補給金 (4) (昭和41年度) (主)	2.5 (0.3)		1.2 (0.1)	0.7	(1)-②-(ア)	-	0102
特定地域経営支援 (5) 対策事業 (昭和51年度) (主)	952 (743)	405 (289)	758 (598)	573	-	-	0103
人権問題啓発事業 (6) (平成9年度) (主)	11 (11)	11 (10)	10 (9)	10	-	-	0104
農業者年金事業 (7) (平成15年度) (主)	119.291 (119,075)	119,121 (118,908)		117,622	-	-	0105
独立行政法人農業 者年金基金運営費 (平成15年度) (主)	3,352 (3,352)		3,410 (3,410)	4,529	=	-	0106
株式会社日本政策 金融公庫農林水産 業者向け業務補給 金 (平成20年度) (主)	16,171 (14,774)	16,143 (16,143)		17,041	(1)-②-(ア)	-	0107

		:			1		
株式会社日本政策 金融公庫危機対応 (10) 円滑化業務 (平成20年度) (主)	120 (106)	120 (103)	626 (615)	120	-	_	0108
農業経営基盤強化 資金利子助成金等 (11) 交付事業 (平成22年度) (主)	4,829 (3,485)			2,807	(1)-②-(ア)	-	0109
農業改良資金利子 補給金 (平成22年度) (主)	242 (202)	167 (143)	119 (96)	80	(1)-②-(ア)	-	0110
農業経営改善利子 補給金交付事業 (平成23年度) (主)	26 (19)	22 (18)	18 (14)	18	(1)-②-(ア)	_	0111
経営体育成支援事業 (平成23年度) (主)	16,059 (11,582)	16,462 (11,223)	305 (285)	-	(2)-③-(ア)	_	0112
農業人材力強化総 合支援事業 (平成24年度) (主)	23,265 (21,683)			20,501	(2)-③-(ア)	-	0113
経営継承・発展等支援事業 (旧「人・農地問題解 (16) 決加速化支援事業」) (平成24年度) (主)	68 (51)		503 (214)	1,503	(1)-②-(ア)	-	0114
青年等就農資金 (17) (平成26年度) (主)	219 (136)	184 (150)	288 (153)	293	(2)-③-(ア)	_	0115
農業界と経済界の連 携による生産性向上 モデル農業確立実 証事業 (平成26年度) (主)	282 (242)	163 (106)	94 (58)	-	-	-	0116

農業信用保証保険 基盤強化事業 (平成27年度) (主)	23 (2)	21 (1)	4,768 (216)	113	-	-	0117
【TPP関連事業】 担い手確保・経営強 (20) 化支援事業 (平成27年度) (主)	4,938 (4,492)	4,793 (4,423)	2,090 (1,955)	ı	(2)-3-(7)	-	0118
農業経営法人化支 援総合事業 (平成27年度) (主)	910 (468)	907 (621)	593 (408)	538	(1)-②-(ア)	-	0119
農協監査·事業利用 実態調査費 (平成28年度) (主)	62 (57)	213 (183)	158 (150)	57	=	-	0120
日本公庫資金円滑 化貸付事業出資金 (平成30年度) (主)	350 (350)	300 (300)		-	-	-	0121
【TPP関連事業】 収入保険制度の実 <sup>(24)</sup> 施 (平成30年度) (主)	25,645 (23,951)			17,736	(5)-①-(ア)	-	0122
外国人材受入総合 支援事業 (平成30年度) (主)	173 (92)	359 (305)	366 (193)	369	-	-	0123
女性が変える未来の 農業推進事業 (平成30年度) (主)	96 (92)	79 (76)	75 (72)	85	(2)-④- (ア)(イ)(ウ)	-	0124
【TPP関連事業】 新規就農支援緊急 (27) 対策事業 (令和元年度) (主)	-	0 (0)	3,807 (1,700)	-	(2)-③-(ア)	-	0125

経営継続補助事業 (28) (令和2年度) (主)	-	_	34,640 (34,402)	-	-	-	0126
農業労働力確保緊 急支援事業 (令和2年度) (主)	-	—	1,918 (1,490)	-	-	-	0127
新規就農者確保加 速化対策 (令和2年度) (主)	-		0 (0)	-	-	_	0128
農業経営継承保証 保険支援事業 (令和2年度) (主)	-	_	38 (0)	34	-	-	0129
担い手育成農地集 積資金利子補給金 (平成22年度) (主)	393 (274)	=	438 (236)	437	(1)-②-(ア)	_	0130
経営所得安定対策 等推進事業 (平成25年度) (主)	6,464 (6,382)			6,391	-	-	0131
経営所得安定対策 (34) (平成25年度) (主)	281,124 (177,267)	273,962 (224,874)		264,144	-	_	0132
農業保険法 (35) (昭和22年) (主)	-	-	-	-	(5)-①-(ア)	災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補塡する農業共済事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営の影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施することにより、農業者の経営安定に寄与する。	-
天災による被害農 漁業者等に対する 資金の融通に関する 暫定措置法 (昭和30年) (主)		—	-	-	_	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。	-

農業改良資金融通 法 (昭和31年) (主)	-	-	-	-	-	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が無利子の資金を貸し付ける場合に、国が日本政策金融公庫等に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-
農業近代化資金融 通法 (昭和36年) (主)	-	-	-	-	-	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金 調達の円滑化に寄与する。	-
農業信用保証保険 法 (昭和36年) (主)	l	-	l	-	-	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する 貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等をすることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-
農業経営基盤強化 促進法 (昭和55年) (主)	-	-	I	_		自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、新たに農業経営を営もうとする認定就農者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体を育成する等により、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進し、農業の健全な発展に寄与する。	-
独立行政法人農業 者年金基金法 (平成14年) (主)	-	-	-	-	-	(独)農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄 与する。	-
農業の担い手に対 する経営安定のため の交付金の交付に 関する法律 (平成18年) (主)	-	-	-	-	(1)-2-(7)	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付。 上記の交付金を交付し、農業経営の安定を図ることにより、担い手の育成・確保に寄与する。	_
株式会社日本政策 金融公庫法 (平成19年) (主)	-	-	-	-	-	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害 (危機)に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-
保険会社等の異常 危険準備金[法人 税:租税特別措置法 (44) 第57条の5、第68条 の55] (昭和28年度) (主)	10,508 (10,508)	,	,	-	-	共済連が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。 異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した 場合に、共済連が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に 進むことによる農業経営の維持に寄与する。	-

((	農業協同組合等が 一定の貸付けを受け て、共同利用する施 設を取得した場合の 課税標準の特例[不 動産取得税:地方税 法附則第11条第10 項] (昭和30年度) (主)	49 (108)			-		日本政策金融公庫(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)又は農業近代化資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を控除することができる(控除額の上限は価格の1/2)。 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。	-
(	農業信用基金協会 が受ける抵当権の設 定登記に係る税率の 軽減[登録免許税: 租税特別措置法第 78条第2項] (昭和48年度) (主)	534 (501)	;		-	ı	農業者等が融資機関からの資金の借入れに際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会の債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減(4/1,000 → 1.5/1,000)。 農業信用基金協会の債務保証を利用する際の負担を軽減することにより担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-
(	農業協同組合等が 取得した共同利用機 械等に係る特例措 置[固定資産税:地 47) 方税法349条の3第3 項、附則第15条第45 項、第15条第46項] (昭和49年度) (主)	265 の内数 (438	の内数 (470	の内数 (9月頃	-		農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業の共同利用に供する機械及び装置について、課税標準について3年度分(認定新規就農者が利用する場合は5年度分)に限り価格の1/2(認定新規就農者が利用する場合は2/3)とすることができる。 減税措置により共同利用に供する機械等の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。	-
(	特定の基金に対する 負担金等の損金算 入の特例[法人税: 租税特別措置法第 66条の11、第68条の 95、同施行令第39条 の22第2項第11号] (農業信用基金協 会:昭和50年度) (主)	31 (22)		30 (17)	-	-	農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、 当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税: 租税特別措置法第34条の2第2項第14号、第65条の4第1項第14号、第68条の75] (昭和49年度)(主)	は、特別 控除の見 込み額を 記載)	統) (所得税 につい特別 控除の見 込み額を 記載) 80	統) (所のい は、 は、 ない がの が が が が が が が が が が の を の の を の の を の の を の の を の の も の も の	-	-	組合員等の有する土地について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合法に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与する。	-
企業年金等の積立 金に対する課税の特 例[法人税:租税特 (50) 別措置法第68条の 4] (平成11年度) (主)	4,437 (4,437)	. , .		1	-	共済連が行う企業年金業務に係る退職年金積立金について、法人税を課税しないことができる。 少子高齢化が進展している状況において、本措置により公的年金を補完する企業年金の積立状況の悪化が 回避され、企業年金の安定した運営が図られることにより農業関係者等の生活の安定向上に寄与する。	-
農業協同組合等の 合併に係る課税の特 例[法人税:租税特 (51) 別措置法第68条の 2] (平成13年度) (主)	1,066 (3,346)		-,	-		農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与する。	-
農業経営基盤強化 準備金及び農用地 等を取得した場合の 課税の特例[所得 税・法人税:租税特 別措置法第24条の 2、第24条の3、第61 条の2、第61条の3、 第68条の64、第68条 の65] (平成19年度) (主)	, , ,	12,730 (14,148)		-	_	経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用の建物・機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与する。	-

政策の予算額[百万円]	599,717 588,473 643,828 543,64	8 参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/02m.html
政策の執行額[百万円]	474,019 523,174	≥ N#ONL	Incups.//www.man.go.jp/j/budget/review/ro/m/ozm.mam

#### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

T- 647 - 7 FD.	予算	額計(執行	<b>万額)</b>	3年度	関連		令和3年度
政策手段 (開始年度)			2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	する 指標	政策手段の概要等	行政事業 レビュー 事業番号
【参考:復興庁より】 農業経営復旧·復興 対策特別保証事業 (平成24年度)	29 (20)	21 (17)	16 (14)	12	-	_	復-0082
【参考:復興庁より】 農業経営復旧·復興 (2)対策利子助成金等 交付事業 (平成24年度)	1,138 (1,044)		821 (778)	724	1	-	復-0083
【参考:復興庁より】 農業改良資金利子 補給金 (平成24年度)	7 (7)	6 (6)	5 (5)	4	ı	-	復-0084
					参照	Https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20210420101240.html	

- (注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
- それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。 (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

## 1. 用語解説

注	担い手	担い手の範囲は以下のとおり。 (○認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体(個人・法人) (○認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体(個人・法人) (○基本構想水準到達者 以下のいずれかに該当する経営体(個人・法人) (① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者 (② 農業経営の普計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者 (○集落営農経営 以下のいずれかに該当する任意組織 (① 特定農業団体 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織 (② 集落営農組織 (② 集落営農組織 (② 集落営農組織)